幼児教育・保育の無償化に伴う「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の改正について(令和元年7月22日)

幼児教育・保育の無償化(令和元年10月1日から)

- ○<u>ベビーシッターを含む認可外保育施設は、無償化の対象。</u>
- ○無償化の対象となるためには、個人のベビーシッターを含め、事業者が児童福祉法に基づく届出を行い、かつ原則、 **認可外保育施設指導監督基準を満たす必要**がある。

5年間は、届出を行えば、基準を満たさない場合でも無償化の対象とする猶予期間あり。

この猶予期間中、市町村は条例により、指導監督基準までの範囲で、対象を限定することが可能。

○ベビーシッターの指導監督基準 (**保育士、看護師又は一定の研修の受講)**を創設。

【令和元年10月1日施行の改正内容】

1.事業者請負型(従前から対象)の質の確保

- ○現在、割引券取扱事業者のベビーシッターのうち 1/3以上が有資格者又は一定の研修を受講している。
- ○割引券使用に係るベビーシッターは、全員が指導監督 基準を満たすこととする。
- ○現在、割引券を使用して利用しているベビーシッター については、令和2年度末までの猶予期間を設ける。

2.マッチング型の追加による利便性向上

○現在、 ベビーシッター事業者が雇用又は委託した ベビーシッターが対象。



- ○<u>利用者の利便性向上の観点から「マッチング型事業者」</u> を追加する。
- ○質の確保のため事業者請負型と同様に
 - ・ベビーシッターの指導監督基準
 - ・賠償責任保険及び傷害保険への加入

等の要件を満たすとともに、

・「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係る ガイドライン」の適合を求める。

3. 無償化に伴う領収書の記載方法

- 〇本事業における割引券を利用する場合、ベビーシッターの料金から割引券の金額(2,200円等)を控除した額が無償化の対象となり得る。 認可外保育施設等の利用料と合わせて、3歳~5歳は月額3.7万円を限度に償還払いで給付される。
- ○領収書において、割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにする。